



平成 30 年 2 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社メディアフラッグ
代 表 者 代表取締役社長 福井 康夫
(コード番号：6067 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役副社長 寒河江 清人
(TEL 03-5464-8321)

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 2 月 21 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員並びに外部協力者、当社取締役候補者に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社グループの結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役、監査役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員並びに外部協力者に対して、有償にて新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の 6.0%に相当します。本新株予約権は、「II. 新株予約権の発行要領 3. (6) 新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、平成 30 年 12 月期から平成 31 年 12 月期のいずれかの事業年度における当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書において営業利益が 400 百万円を超過した場合は 30%、営業利益が 500 百万円を超過した場合は全ての新株予約権を行使することが可能な条件となっております。過去の業績水準から相当程度高い水準である営業利益 500 百万円を達成しない限り、全ての新株予約権を行使することができない行使条件となっており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。このため、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

3,000 個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 300,000 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、1,000円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（以下、「ブルータス」という。）が算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。なお、ブルータスは、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である平成30年2月20日の東京証券取引所における当社株価の終値873円/株、株価変動性48.98%、配当利回り0%、無リスク利率-0.105%や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額873円/株、満期までの期間4年、業績条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出を行った。

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の1個あたりの払込金額を当該算出結果と同額に決定いたしました。

さらに、当社監査役全員から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行に該当せず、適法である旨の見解を得ております。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である平成30年2月20日の東京証券取引所における当社株価の終値と同額の、金873円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己

株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、平成31年4月1日から平成34年3月22日までとする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する平成30年12月期から平成31年12月期のいずれかの事業年度における、有価証券報告書に記載された連結損益計算書において、営業利益が下記(a)または(b)に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として行使することができる。

(a) 営業利益が400百万円を超過した場合 行使可能割合：30%

(b) 営業利益が500百万円を超過した場合 行使可能割合：100%

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または業務委託関係にある者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

平成30年3月22日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

平成30年3月22日

9. 申込期日

平成30年3月15日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役	8名	1,800個
当社監査役	1名	100個
当社従業員	7名	280個
当社子会社取締役	7名	420個
当社子会社従業員	6名	150個
外部協力者（業務委託者）	1名	200個
当社取締役候補者	1名	50個

III. 割当先の選定理由等

(1) 割当予定先の状況

① 当社取締役、監査役及び従業員

割当予定先の概要	氏名	当社取締役 8名 当社監査役 1名 当社従業員 7名
	住所	—（注）
	職業の内容	当社取締役、監査役及び従業員
当社と割当予定先との間の関係	出資関係	割当予定先である取締役のうち7名は、合計で当社株式1,687,988株を保有しております。 割当予定先である従業員のうち4名は、合計で当社株式1,500株を保有しております。
	人事関係	当社の取締役、監査役または従業員であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

②当社子会社取締役及び従業員

割当予定先の概要	氏名	当社子会社取締役 7名 当社子会社従業員 6名
	住所	－ (注)
	職業の内容	当社子会社取締役及び従業員
当社と割当予定先との間の関係	出資関係	割当予定先である子会社取締役のうち3名は、合計で当社株式7,688株を保有しております。 割当予定先である子会社従業員のうち1名は、合計で当社株式200株を保有しております。
	人事関係	当社子会社の取締役または従業員であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

③外部協力者

割当予定先の概要	氏名	雨宮 玲於奈
	住所	東京都町田市
	職業の内容	会社役員
当社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社との業務委託契約に基づき、IRアドバイザー業務に従事しています。

④当社取締役候補者

割当予定先の概要	氏名	亀井 聡
	住所	東京都港区
	職業の内容	会社役員
当社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社の取締役候補者であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(注) 本新株予約権は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の結束力を高め、当社取締役、従業員、外部協力者、当社取締役候補者の一層の意欲及び指揮を向上させることを目的として、有償にて発行する新株予約権であるため、上記「①当社取締役、監査役及び従業員」及び「②当社子会社取締役及び従業員」につきましては、個別の氏名等の記載は、省略させていただいております。なお、本新株予約権の付与にあたり、当社は外部協力者1名及び当社取締役候補者1名に対して反社会的勢力との関わりの有無について聞き取り調査を行い、何らの関わりがないことを確認しており、反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記割当予定先に対して本新株予約権を割当てることにより、当社の結束力をさらに高め当社取締役、従業員及び外部協力者、当社取締役候補者の一層の意欲及び指揮を向上させることを目的として、有償にて発行する新株予約権であります。当社は、割当予定先に対して業績目標へのコミットメントを強化することを目的として、本新株予約権を付与することといたしました。

当社監査役、取締役候補者である亀井氏に対して新株予約権を割り当てることで、株主利益の観点から監査役及び社外取締役に対して求められるコーポレートガバナンスの運用を通じて、企業価値及び株主価値の向上に不可欠な健全な成長を確保し、社会的信頼に応える体制の構築が期待できると考えております。なお、3月27日に開催の定時株主総会にて亀井氏を当社取締役に選任する議案の提出を予定しております。

また、外部協力者である雨宮氏は、東証一部上場企業の代表取締役の経験し、株式市場に対して深い知見を持っていることから、同氏に新株予約権を割り当てることで、今まで以上に当社の株価動向を意識しながら IR アドバイザー業務に従事してもらうことで、当社の IR 活動が充実し、企業価値及び株主価値の向上につながると考えております。

(3) 割当予定先の保有方針

当社は、本新株予約権の行使により交付する当社普通株式について、割当予定先との間で継続保有に関する書面での取り決めは行っておりません。なお、本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認が必要となっております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、新株予約権の払込みに要する財産の存在につきまして、割当予定先の払込みに支障がない旨を口頭により確認しております。また、本新株予約権の払込金額は、1個当たり1,000円と比較的少額であることから、当社としても、かかる払い込みに支障はないと判断しております。

以上